第三節　音楽取調掛を支えた人々

一　外国人教師

(一)　ルーサー・ホワイティング・メーソン　Luther Whiting Mason　一八一八年（四月三日）～一八九七年（七月十四日）

メーソンは明治十三年（一八八〇）春まだ浅い三月二日横浜に到着した。彼の履歴書は提出されていないので第一章第一節二項の（五）を参照されたい。住いは本郷文部省用地内十六番館、雇人はコックの松浦芳藏一家（四人）と車夫の高橋金次郎の五人である（『音樂取調所書類』明治十三年）。四月六日文部卿主催によるメーソンの歓迎晩餐会が文部省内修文館で催され、文部卿はじめ高官十五名とメーソンの十六名が出席した。席順は下図の通り（出典は前掲書類）。

メーソンは音楽取調掛内での授業や唱歌教材作りのほか、文部省直轄学校である東京師範学校、東京女子師範学校、体操伝習所および外国語学校が所有しているピアノと、学習院のピアノ調律を受け持った。このほか自由な時間は日本の伝統音楽鑑賞とその研究にいそしみ、また夏・冬の休暇には北海道、日光、[1]関西方面へ教育事情視察をかねて旅行することを楽しみにしていた。その資料は今回扱わないが文書綴に保存されている。

(1)　メーソンは明治十四年七月二十一日から九月十日まで「保養ノタメ陸路奥州街道ヲ経テ日光へ旅行」という届けが提出されている。日光では当地の小学校で唱歌の指導を行った。このことは「晃嶺学舎日誌(抄)」によって明らかである。この日誌には同年八月十九日から二十四日まで「文部省御雇樂人メリィス氏幷大学予備門教師神田乃武樂生之女貳名当校江出頭学〔樂〕器ヲ持参生徒一同江学〔樂〕器ヲ彈ジ歌ヲ授ケ候」と記されてある。晃嶺学舎は栃木県の現日光市立日光小学校で、この貴重な日誌（抄）は現校長の佐藤治由氏より提供していただいた。

最初の任期二カ年の契約は十五年三月三十一日で満了となる。そこで伊澤修二は十五年一月、さらに二年間の契約を文部省へ上申した。

御傭音楽教師メーソン氏傭継ニ関スル上申書

音楽教師メーソン儀当掛設立以来音楽上之事項取調ニ付精々竭力候ハ勿論諸学校ニ唱歌実施ニ付テハ自ラ両師範学校生徒ヲ教授シ且当掛伝習人等ニハ洋琴幷唱歌之科ヲ伝習致シ且其余暇ヲ以テ伶人等

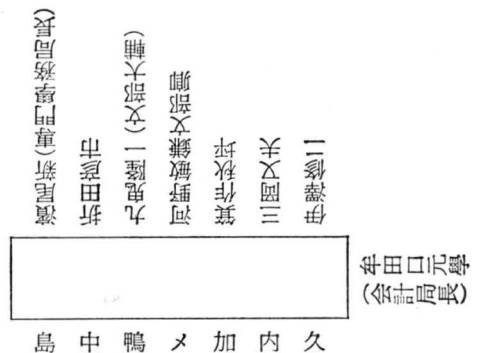

ニ管絃楽伝習致シ候等早朝ヨリ日暮ニ至ルマデ殆ド間断ナク其業務ニ勉励致シ候次第ニテ通常之人物二三人之事業ヲ一人ニテ担当致居候ト申候モ敢テ過言ニハ有之間布ト被存候。

右ノ如ク全ク其心力ヲ傾尽シテ従事致居候ニ付事々皆信切懇到ニ赴キ自ラ事業ノ挙蹟モ著ク相見ヘ現今ニ至リテハ女子師範学校生徒幷当掛伝習人ノ唱歌幷弾琴ノ如キハ其純良秀絶ナル屢内外国人等之驚嘆ヲ来セシ程ノ事ニ有之候。

将又音楽上之事項ニ就テハ時々当掛ノ委嘱ニ応ジ音律調和之理ヲ講ジ又ハ彼我音律之異同ヲ精査シ且本邦在来之歌曲ニ和声ヲ附シ若クハ本邦之名歌格言等ニ和唱スベキ楽譜ヲ製シ候等皆与リテ功績不少事ニ御坐候。

前條申陳之次第ニ有之候故向後両三年間同氏ヲ使用相成候ハヾ曾テ御設立ノ音楽取調掛之事業モ必ズ相挙リ他日省意ニ報ズベキ之期可相至被存候。然ル処同氏儀ハ来二月傭満期ニ候故兼テ政府之御旨意モ有之該期限リ御傭止メ可相成儀ト被存候得共前条之次第ニ付今更同氏相去リ候様相成候上ハ未ダ本邦人ニテ其事業ヲ継続シ得ベキ者無之ニ付是迄順序相運来候事業モ所謂九仞之効一簣ヲ欠キ候理ニテ到底水泡ニ帰スベキ次第、実以遺憾之至ニ候条出格之御詮議ヲ以テ来二月ヨリ向二年間従前之給料ニ月額五十円増給相成銀貨三百円ヲ以テ御傭継相成候様致シ度、然ル上ハ猶一層取調之方法等夫々整頓イタシ右期間内ニハ助教又ハ伝習人中同氏之事業ヲ継続シ得ベキモノ輩出可致随テ同氏帰国ニ際シ候テモ本邦人ヲ以将来音楽取調幷唱歌実施之事業等拡張致シ候様可相成ト被存候条至急御裁可相成度此段相伺候也。

（原資料は長野県上伊那郷土館蔵。『伊澤修二選集』昭和三十三年、二七三〜四頁）

福岡孝弟文部卿からは、伊澤の上申書より四カ月前、十四年九月に太政大臣三條實美あて、メーソンの再契約案が提出されていた。文部卿はこの案の中で取調事業を促進させたメーソンの業績をたたえたあと、経費節減の達しによって開始した同掛であったから満期後は再契約をしないよう音楽取調掛に申し入れておいたのだが、唱歌教育の必要から特別のお取り計らいをもってご返答いただきたいと言及している。

ルーサル、ホワイチング、メーソン傭継之件伺

當省雇教師米國人ルーサル、ホワイチング、メーソン儀去ル十三年三月以来校業用唱歌幷音樂取調之事業委囑致置候處日夜黽勉其業務ニ従事シ既ニ我國小學校ノ教科ニ適スヘキ唱歌數十曲ヲ撰定シ我國音ヲ用ヒテ之ヲ東京師範學校及東京女子師範學校小學生徒等ニ施行シ又将来小學校唱歌教員志願之者ニ唱歌幷音樂教授ノ方法等ヲ授ケ且我伶人等ニモ管絃樂ヲ傳習致候等一人ニシテ殆ント通常ノ人物二三人ニ當ル可キ事業ヲ擔任シ毫モ倦厭ノ状ナク其心力ヲ傾盡シテ従事致居候ヨリ今日ニ至リテハ其擧蹟モ著シク相見ヘ候然ル處客年中當省經費減額之御達有之且正貨定額十萬圓ニ被定候ニ付非常之時ニ際シ非常ノ節減ヲ行フ目的ヲ以テ右メーソンノ如キモ来十五年三月雇満期ニ付爾後傭止之目途相立即チ其旨開申致置候次第ニ有之候然ルニ右唱歌幷音樂ノ事タル人ノ意向ヲ正フシ徳性ヲ涵養スルノ要具ニシテ最モ子弟ノ勧善ニ切ナルヲ以テ我國樂ト歐洲樂トヲ折衷シ精ヲ擇ヒ英ヲ取リ特ニ今日ノ教育ニ適スル者ヲ撰定候義ニ付固ヨリ容易ニ速成ヲ期スヘキ者ニ無之乍去昨年非常ノ節減被仰出候節ヨリ

来三月ニ至リ候ヘハ急増整頓ニ可及見込相立居候得共元来創立之事業ニ有之向後本邦人而已ニテ継續スル事ヲ得セシムルニ至テハ何分確乎タル目途難相立萬一基礎僅ニ成テ間モナク頽敗候様ニテハ実ニ遺憾ノ至ニ堪ヘス候望ム所ハ右メーソンヲシテ満期後当一ケ年モ引續キ従事セシメ候ヘハ今日ノ基礎ハ十分完定シ同人帰國ノ後ニ至リテモ果シテ之ヲ維持擴張候様可相成哉ト存候尤同人義ハ従来一ケ月銀貨弐百五拾圓ノ給料ニ有之処即今正貨濫費ヲ防クハ政府ニ於テ深キ御趣意モ有之義ニ候ヘハ更ニ條約ヲ改メ来十五年三月一日ヨリ向一ケ年間傭継キ期限中其時々ノ銀貨現相場ヲ以率トシ一ケ月銀貨弐百五十圓ニ代ル所ノ紙幣ヲ以月々給与候様致度且右金額ハ當省経費中他ノ費目ニ非常ノ節減ヲ加ヘ流用支辨可致見込ニ候条特別之御評議ヲ以至急御允可相成度此段相伺候也

明治十四年九月廿九日　　文部省福岡孝弟

太政大臣三條實美殿

伺ノ趣聞届候事

明治十四年十月二十八日

〔手書き〕

（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月下）

三條太政大臣からは一カ月後の十月二十八日に「伺の趣聞届候事」という回答を得て十六年三月までの契約が成立した。左記の条文は伊澤修二とメーソンが十四年十一月にとり交したものである。

音樂取調掛長文部省書記官伊澤修二第一方ニアリ合衆國人ルーサルホワイチングメーソン氏ト取結フ條約左ノ如シ

第一條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ明治十五年三月二日ヨリ向一ケ年間音樂校音樂教師ニ任スベシ

第二條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ給料トシテ銀貨二百五十圓ト同價ノ紙幣ヲ毎月末ニ請取ルヘシ

第三條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏存職中居家及厩無賃ニテ貸渡スベシ若居家貨渡サヽルトキハ家賃トシテ一月日本通貨三十圓ヲ請取ベシ尤家具食料僕婢車馬等ハ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ノ自費タルベシ

但前文ルーサルホワイチングメーソン氏ニ居家貸渡スニ於テハ第一方ノ者ヨリ相當ノ修理ヲ加フベシト雖モ内部ノ模様替或ハ増築ノ如キハ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ヨリ請求スト雖モ之ヲ為サヽルベシ

第四條　音樂校教授ノ時間順序ヲ定ムルノ權ハ第一方ノ者ニ在ルベシ左前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ一日五時間以上或ハ日曜日ニ教フルヲ要セサルベシ

第五條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ其所管ノ授業上ノ件ニ就テハ何時ニテモ第一方ノ者ヘ其意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ而シテ其裁決ノ權ハ第一方ノ者ニ在ルベシ

第六條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏其職ヲ怠リ或ハ品行不正ナルカ或ハ音樂校ノ規制ヲ遵守セサルトキハ此條約ヲ廃シ其翌日ヨリ給料渡サヽルベシ

第七條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏病ニ罹リ四十日間引續其職ヲ務ルコト能ハサルトキハ爾後給料四分一ヲ請取ルベシ若病發スルノ日ヨリ三ケ月ヲ經テ尚其職ニ復スル事能ハサルトキハ此

條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料渡サヽルベシ

第八條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏若自己ノ都合ニ因リ此條約ヲ滿期前ニ解約ヲ請ントスルトキハ少クモ八ケ月前ニ之ヲ第一方ノ者ニ通知スルトキハ解約スル事ヲ得ベシ

第九條　第一方ノ者若自己ノ都合ニ因リ此條約滿期前ニ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ヲ解約セントスルトキハ其殘期ノ給料ノ半額ヲ渡シテ解約スルノ權アルベシ

第十條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏此條約滿期ノ節再約セサルトキ及第七條及第九條ノ旨趣ニ因テ解約スルトキハ歸程旅費トシテ四百五拾圓日本貿易壱圓銀ヲ以テ渡スベシ若此他ノ條款ニ因テ其職ヲ止ルトキハ前文旅費ヲ受取ルノ權ナカルベシ

明治十四年十一月　日（千八百八十一年十一月　日）

音樂取調掛長
文部省書記官伊澤修二

合衆國人エル、タブユー、メーソン〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年上）

十五年（一八八二）六月、メーソンは文部卿へ賜暇帰国願いを申し出た。理由はアメリカで著述した音楽教科書ならびに掛図を改訂するためで、もし放っておけば廃物同様となってしまうので、この改訂の仕事をする期間として七月中旬から七、八カ月の賜暇が欲しいと述べている。

〔メーソンの賜暇帰国願〕

謹呈陳者今般不得止事故出来候ニ付其詳細左ニ具状候条特別ニ御詮議ヲ奉御度候

抑方今米國一般ニ行レ候唱歌教科書及ビ掛圖之儀ハ私嘗テ編撰仕候モノニ有之候処該書及ビ掛圖ノ儀ハ發行後既ニ十ケ年ノ星霜ヲ閲シ候処爾後未ダ校正候儀無之然ルニ今日諸校一般音樂教育ノ進歩ヲ占メ随而該書類□悉皆校正ヲ要シ若シ今日之ヲ校正セサレバ永ク廢物ニ属シ候儀ニ有之因テ該書類発賣人ハ不申及諸友人ヨリモ至急帰国致シ該書類校正候様頻リニ申来リ候儀モ有之若シ今日因循致シ右校正ニ着手不仕候ハヽ他人ノ新著續出致シ該書類及ヒ掛圖ノ儀ハ悉ク廢物ト相成候儀必然存候然ル上ハ従是十五ケ年乃至二十ケ年間一ケ年殆ト二千弗ノ歳入ヲ損失候儀ニ相成此事一身ニ取リ候而ハ後来家族ヲ維持候目途ニ関シ不容易儀ニ御座候

就テハ前顕ノ目的ヲ達候為来ル七月上旬若クハ中旬ヨリ七八ケ月間賜暇相成候様奉願候実ニ方今之御用筋モ不顧妄ニ賜暇相願候儀ハ甚以遺憾ニ不堪儀ニ奉存候尤モ来学期中諸校授教ノ儀ハ助教員ニテ聊モ差支無之且本掛洋琴伝習ノ儀モ永井氏及ビ其他ノ助手ヲ以テ更ニ差支等無之儀ト相心得候

因テ来ル千八百八十三年一月若クハ二月迄賜暇之儀若シ御許可相成候ハヽ該時日ニ至リ幸ニ健康ヲ享ケ候ニ於テハ尚音楽教育ノ為新材料ヲ採集シ屹度帰□益々此事業大成ノ為鞠□可仕ト奉存候

前顕特別之御詮儀ヲ以テ願意御聞届相成候ハヽ生前之大幸何事不過之伏テ御仁典奉仰候頓首再拝

イル、ダブリユー、メーソン〔手書き〕

文部卿殿

閣下

（『音監經伺書類』明治十五年上）

明治十五年六月廿一日

御用掛

岡倉覺三

音樂取調掛長

當省雇米國人ルーサル。ホワイチング。メーソン儀嘗テ著述セシ音楽書幷ニ掛圖等今日訂正ヲ要スル場合ニ至リ帰國ノ上其訂正ニ着手不致候テハ非常ノ不都合ヲ醸シ候次第ニ付来ル七月上旬若クハ中旬ヨリ向フ七八箇月間賜暇相成度旨伺出候ニ付調□ニ右帰國ヲ要スル事情ハ全ク止ム□ヲ得サル儀ニ有之且ツ同人受持授業ハ賜暇中音樂取調掛助教ニテ擔當相叶ヒ候趣ニ有之且又同氏ノ如キハ来航以来其業ニ勉勵シ生徒ヲ進歩ノ域ニ導キ功勞実ニ尠シトセス仍テ特別ノ御詮議ヲ以テ右賜暇ノ儀御聽許相成可然哉尤モ同人條約ハ来ル十六年三月ニ満期ニ付若シ伺出ノ通リ同二月ニ帰朝候テハ纔ニ一ケ月アル而已ニテ其利益ハ僅少ナルヘシ就テハ同氏雇継ノ儀緊要ニ候ヘトモ今日之ヲ確定相成難キ儀ト存候又同氏再度来航ノ有無ハ健康其他ノ事情ニヨリ之モ確定シ難キモノニ付若シ孰与ニテモ差支ヘアルトキハ遅クモ賜暇満期前三月先チテ報知ノ儀御取極相成候ハヽ便宜ノ儀ト存候条左按ノ通リ同人ヘ御申遣相成可然哉御高裁候也

按

肅啓

貴下米國ニ於テ著述致サレ候音楽書幷掛圖訂正ノ為メ賜暇ヲ請ハレ候儀ニ付御送翰ノ趣篤□□致候目下肝要ノ場合ニ於テ貴□□事業ヲ止メラルヽハ甚遺憾ノ至リ□□モ貴下ノ情実誠ニ止ム可ラサルヲ□□七八ケ月間賜暇ノ儀貴意ニ任スヘキ事ニ決定致候尤モ賜暇ノ時期ハ一千八百八十二年七月上旬又ハ中旬ヨリ一千八百八十三年一月又ハ二月迄ノ中御隨意ニ御取極有之度候併貴下再ヒ日本ヘ帰航ノ成否ハ健康及其他ノ事情ニ関スル事ニ有之且帰航ノ利否ハ一千八百八十三年三月以後貴下ノ條約即チ目下未定ノモノニ関スル事ニ有之候故爾後貴下ニ於テ帰航ヲ妨クヘキ事件相起リ候ハヽ可成的速ニ御通報有之度候又當方ニ於テ貴下ノ條約再締ヲ妨クヘキ事件相起候節ハ速ニ御通知可申尤双方其通知ハ必ス賜暇期限三ケ月前ニ取計フ事ニ可致候右ノ措置ハ貴下ノ便ニ適スベクト冀望致候也頓首

明治十五年六月二十二日　　文部卿福岡孝弟

エル。ダブリユー。メーソン殿　　〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年上）

帰国決定後の資料　帰国旅費の申請

〔メーソン氏より申出書翰訳文〕

賜暇之件文部卿ニ於テ御裁可相成候ニ付條約面ニ明文有之候ヘトモ猶ホ帰國旅費下賜ノ儀御省ニ於テ御決定可相成哉之趣承知仕候右下賜ノ趣ハ今般一先事業ヲ完結スルニ際シ御省ノ厚意ヲ證スルニ足ルヲ以テ拙者ニ於テ実ニ満足ノ至ニ存候仍テ右金額表向貴下迄請求致候ヘトモ其手續等不案内ニ付貴下ニ於テ宜敷御取計被下度候併セテ奉職中貴下ノ厚意ヲ謝ス頓首

六月廿日　ルーサル。ホワイチング。メーソン

伊澤修二殿

帰国旅費交付のための条約

帰国旅費は契約文によれば満期解雇で帰国する場合に交付するとなっている。ところがメーソンのこの場合は賜暇帰国であるから該当しない。だが特例として銀貨四百五十円が交付されることになった。特例とした理由について音楽取調掛は「翌年も契約するかどうかが未決のまま帰国するので、本来の賜暇とは少し意味が違うことから満期帰国と同じ扱いを申請した」と述べている。

〔メーソン氏へ旅費交付に付条約書訳文〕

文部少書記官伊澤修二君ト亜米利加合衆國人エルダブリユメーソン君トノ間ニ約定ヲ取結ビ今般文部卿福岡孝弟君ガメーソン君ノ帰國ノ請求ヲ許可セリ就テハ千八百八十三年三月二日以後更ニ之ヲ雇ヒ續キ又之カ為ニメーソン君ノ再ビ日本ニ来ルヤ否ヤ未タ判然タラサルニ因リ此度メーソン君ニ向テ帰國旅費トシテ銀貨四百五拾圓ヲ交付スベシ然レトモ若シ本年三月二日以後更ニ之ヲ雇ヒ續キ又メーソン君ノ再ヒ日本ニ来ル事アレバ其節日本ニ来リ復タ合衆國ニ帰ル往来ノ旅費ハ支給セザルヘシ若シ雇ヒ續ガサル節ハ今般交付ノ旅費ハメーソン君ヨリ返還ニ及バザル事

明治十五年即チ千八百八十二年六月三十日

エル、ダブリユーメーソン記名印

伊澤　修二　記名印〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年上）

〔メーソン送別演奏会〕

今般教師メーソン氏賜暇相成暫時帰國ニ付同氏従事之業程概略報告之為メ且當学期中本掛音樂取調之概略報告旁之見込ヲ以テ来ル七月一日（土曜）午前ヲ以テ當掛ニ於テ其事業之成績報告致シ午後ヨリ東京師範学校同附属小学校東京女子師範学校同附属小学校同幼稚園生徒幷ニ本掛傳習人等盡ク昌平館ニ招集シ唱歌音樂演習致度且右ニ就而者本省卿輔各局長其他貴紳ニ臨場ヲ請ヒ幷人員ヲ限リ衆人ノ来聴ヲモ許シ度見込ニ有之候尤モ實地擧行之次第幷手續等ハ本按御決裁之上更ニ詳細具状可致候得共先以右擧行之儀仰裁可候也

追而午前ニ臨場相請候分者本省卿輔幷ニ各局長ノミニ限リ度見込ニ有之候也

明治十五年七月一日音樂取調掛ニ於テ演習之分

午前第九時

音樂取調掛助教及傳習人等合奏

唱歌　メーソン氏 山勢松韻 辻則承 受持

掛圖第壹曲ヨリ第十三曲ニ至ル（箏胡弓合奏）

松の木蔭　（同）
春の弥生　（同）
蝶々　（同）
若紫　（同）
ねむれよ子　（同）
君が代　（同）
螢　（同）
思ひいづれば　（同）

午前第十時

音樂取調掛傳習人

洋琴　永井繁女　鳥井忱　加藤定女　受持

獨彈曲　二十曲

午前第十時半

音樂取調掛助教助手及傳習人

和聲講説　メーソン氏　神津專三郎受持

午前第十一時半

音樂取調掛傳習人

洋琴　永井繁女受持

獨彈曲　二曲

三人合彈曲　一曲

同年同月同日昌平館ニ於テ演習之分

午後第一時

メーソン氏演説

東京女子師範学校附属幼稚園生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　メーソン氏受持

蝶々

心は猛く

霞か雲か　其他數曲

數へ歌

進めく

右終テ退出

午後第一時半

學習院生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　メーソン氏受持

掛圖練習

若紫

霞か雲か

大和撫子

右終テ退出

午後第二時

東京女子師範学校附属小学生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　辻則承受持

掛圖練習

うつくしき我子

隅田川

君が代

右終テ退出

午後第二時半

音樂取調掛傳習人奏樂

洋琴　二曲　永井繁女受持

獨彈　一曲

三人合彈　一曲

午後第三時　休憩

午後第三時半

文部卿演説

東京師範学校附属小学生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　奥好義受持
掛圖練習
東京師範学校生徒及同校附属小学生徒合併
複音唱歌　三曲
虫の聲
薫にしらるる
隅田川
右終テ退出
午後第四時
東京女子師範学校生徒進入（洋琴進行曲）
複音唱歌　三曲　メーソン氏受持
掛圖練習
闔の板戸
誠は人の道
千里の道
高等單音唱歌　上眞行　受持
鏡なす
冨士山
螢
右終テ退出
午後第四時半
音樂取調掛助教及傳習人合奏
洋風管絃樂　三曲　メーソン氏受持
大平曲
ウエルス國歌
日耳曼國歌
午後第五時一同退散

〔手書き〕（『音監經伺書類』明治十五年上）

〔メーソン送別演奏会における福岡孝弟文部卿の送別の辞〕

我國音樂ノ傳フルヤ遠ク古昔ヨリシ其制大ニ備ハリトス晩ニシテ漸ク衰ヘ之レヲ講スル者益々少ナキニ至レリ我文部省前キニ音樂取調掛ヲ置キ首メニ吾メーソン君ヲ聘シテ托スルニ音樂教習ノ事ヲ以テス幸ニ吾メーソン君其善美ノ樂ヲ以テ懇ゴロニ此ニ従事シ真ニ托スル所ニ負カス即今日尚浅キモ條緒粗備ハリ我樂頗ル振興スルニ庶幾セリ君ノ我レニ力アル豈大ナラスヤ是レ偏ヘニ君カ自ラ任スルノ切ニシテ人ヲ教フルノ篤キニ由レリ君カ帰期未タ至ラス一旦已ムヲ得サルノ事アリ去テ國ニ返ル蓋シ君ノ再游期ス可ラサルニ非スト雖トモ我徒ニ在テハ誰カ別ヲ惜ムノ情ナキヲ得ン唯我音樂ニ従事スル者今後愈ゝ益ゝ励精シ之レヲ善美ノ域ニ期シ以テ今日ノ成功ヲ頽サヽランニハ即チ我徒ノ君ニ報フヘキ者實ニ此ニ外ナラス若シ不幸ニシテ君カ再游或ハ意ノ如クナラサルモ彼我同シク共ニ其善美ノ樂ヲシテ益ゝ盛大ヲ致サシメンニハ是レ又我徒ノ大ニ冀望スル所ナリ況ヤ又君ノ再游ヲ得ルニ於テハ其我國ノ音樂ヲシテ大ニ完良ニ進マシムル事期シテ俟ツベキナリ聊カ眷々ノ意ヲ表シ併セテ君カ涯リナキノ健康ヲ祈ラントス

明治十五年七月一日　福岡文部卿

〔手書き〕（『諸向往復書類』明治十五年一月～十二月下）

この日来賓の接待費として

サンパン　三拾貳本　一金拾七円
カステラ　一金貳拾円
上茶　壱斤　一金貳円
紙包煙百本入四箱　一金四円
合計　四拾三円

が見積られている。続いて七月三日の夕方には、小石川植物園内新築館において送別晩餐会が行われた。招待者は専門学務局長、普通学務局長、同副長、会計局長、同副長、東京外国語学校長、同幹事、東京師範学校長、同御用掛、女子師範学校長、同御用掛、体操伝習所長、学習院長、伊澤修二、音楽取調掛員依田百川外五名、計二十五名、予算は百二十円と記録されている。メーソンは七月六日に任を解かれ、十三日横浜より帰国の途についた。賜暇休暇として再来日のつもりの帰国であったが、実際は解雇同様、以後日本を訪れる機会を得ることはなかった。

〔メーソン宛、明治十六年以降の契約についてその成否を問う書簡　伊澤修二による原文〕

十一月六日付、この原文は単に儀礼的な伺い文とも受けとれる。伊澤はメーソンから学び取るものは終ったという考えと、今後良き協力者として求め得る人であるかどうかという疑問をいだいていたようである。事実、内部では同日付で彼の解雇を決定し、十六日付で海軍省雇音楽教師、エッケルトに来校の交渉を進めるよう文部省に依頼していた。メーソンに渡った書簡は、原文の傍点の部分と〔　〕内を職務上差出人となった福岡文部卿によって削除された文面である。

一別以来未タ何等之御左右モ不得候得共爾来益御安全之儀ト遠察致候却説去六月中賜暇御申出之際返書中申進置候通賜暇期限之儀者去七月初旬若クハ中旬ヨリ向七八ケ月以内ヲ以テ御随意ニ御取極可相成儀ニ有之候得共其節豫而締約致置候通貴下再ヒ日本へ帰航ノ成否ハ健康其他ノ事情ニ属シ并ニ帰航ノ得失ハ来一千八百八十三年三月以後ニ係ル貴下之條約再締ノ成否ニ関シ候得者若シ貴下ニ於テ再ヒ日本へ帰航ヲ妨クベキ事情相起候歟又ハ当方ニ於テ該二月以後ニ係ル條約取結ヲ妨クベキ事情差起候時ハ速ニ可相報儀ニ有之且其事情ハ雙方共賜暇期限三ケ月前ニ通報可致儀ニ有之因テ當方ニ於テモ篤ト遂熟考候処九月以降實験ノ成績ニ據ルニ學校唱歌教授之儀ハ段々ノ御盡力ヲ以テ先ツ音樂取調掛助教員ニ而大概不都合有之間敷様被存且洋琴等之教授モ永井子ニ而一通リ差支無之様相心得候抑音樂取調掛創置ノ日タルヤ尚淺シト雖モ既ニ能ク前述ノ成果ヲ得ルニ至リシハ是偏ニ貴下在職中非常ノ御盡力ニ與リ候故ト深ク鳴謝ニ不堪候就テハ来ル一千八百八十三年三月以後者貴下ノ勞ヲ煩スルヲ要セズ且會計其他種々ノ都合モ有之該三月以後ハ貴下ノ條約再締致兼候様被存候ニ付先ツ該三月ニ至リ現條約滿限ノ後ハ更ニ條約ヲ継續セザル儀ト御承知相成度候〔故ニ賜暇期限後現條約残餘ノ期日（即チ来一月若クハ二月ヨリ同三月マデ）ハ僅カニ一ケ月内外ニ過ギザレバ此ガ為而已ニシテ貴下再ヒ日本へ帰航相成候儀ハ固ヨリ無益ニ属シ且實際不可出来事ニ有之候得者貴下ニ於テ別段御不都合無之儀ニ候ハヾ該期日ハ賜暇中ノモノト看做候共又ハ該期日ニ就テハ條約取消ニ致候共當方ニ於テハ聊カモ異論無之儀ニ有之候間此儀ハ渾テ貴下ノ御便宜ニ属シ可申候〕尚御着郷後ノ事情モ承知致度旁以テ本書到達ノ上ハ早速御一報ヲ投ゼラレ候様期望ニ不堪候也

大日本明治十五年十一月

文部卿福岡孝弟

エル、ダブリュー、メーソン殿　〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年下、明治十五年）

〔メーソンから伊澤修二あて書簡　明治十五年十一月二十日付〕

この手紙は当時オーストリア領であったボヘミアから差し出されている。したがって音楽取調掛解雇の通知はまだ見ていない。自分の教科書改正と日本の音楽教育のために新資料を収集吸収する目的でヨーロッパを旅行していること、健康状態も非常に良いのでぜひ再契約して日本で働きたいと記している。

肅啓

野生日本発航後既ニ數囘御投翰與リ候儀ト相心得候得者着郷後更ニ発足歐洲周遊罷在候得共末タ其貴翰ヲ不得ルハ遺憾ニ堪ヘズ候

偖野生儀ハ「メーン」州ニ罷在候家族共ニ面會致候後八月三十日ヲ以テ新約定ヲ解纜シ日耳曼ニ渡リ九月十五日「ハンボルグ」ニ着シ同府諸等ノ學校ヲ巡覧シ幼稚園ヨリ訓盲院ニ致ルマデ音樂教授ノ方法等訊禔ヲ遂ケ且高等ノ音樂演習會ニ臨ミ管絃樂ノ事項ヲ研究致候既チ即ニ送呈致候樂譜ハ助教員ノ為該地ニ於テ一ノ伶官ニ托シ撰定致候モノニ有之候

拙著米國出版音樂教科書校正ノ為新材料採集ノ側ラマタ日本音樂教育ノ為ニモ種々ノ材料採集致候此儀ハ特ニ恩命ヲ奉シ資料ヲ賜リ候モ同様盡力罷在候全体今般該材料採集ノ儀野生ヘ特ニ御委任無之儀ハ却テ御不利トモ相成候様愚考致候畢竟野生欧洲周遊ノ儀豫テ聢ト御承知相成居候ハヽ右ニ付御計劃ニモ相成候事件不少儀ニ有之候事ト在候

東京女子師範学校附属幼稚園ニ於テハ特ニ諸教員幷諸幼稚ノ篤キ御優待ニ預リ候御禮旁ノ為「ハンボルグ」ニ於テ方今天下第一ト申スベキ完全ナル幼稚園々制ヲ取調併セテ諸遊具等モ購入致候該幼稚園ハ今日海内一人ノ幼稚園師ナル博士「エドワード、ウェーブ」氏ノ設立掌理スルトコロニシテ同氏は實ニ「フロイベル」氏ヨリ直傳ヲ受ケ候人ニ有之候牌子ノ細工ハ都テ同氏ノ自作ニ係リ其説明モ亦同氏ガ英文ヲ以テ附述スルトコロニ有之候該細工物新調ノ為幷其他遊工ノ材料ノ採集ノ為同氏ヘ交付候金圓ノミモ殆ド五十弗ニ及候此等ハ即チ文部卿閣下御管理ノ幼稚園ヘ送呈可致心得ニ有之候該幼稚園ヘ送呈可致見込ノ贈品ハ惣金高ニテ殆ド貳百弗ニ相成候此等ノ品々ハ貴國人民ノ才器ヲ以テ模造複製スルヲ得ベカラザルハナキモノニ有之候若シ之ヲ模造複製セザルニ於テハ廣ク之ヲ活用スルノ途絶ヘ甚タシキ失費ノモノトモ可相成様存候

次ニ兼テ野生調印致置候條約之儀ハ来ル三月一日ヲ以テ満限ニ相成候得者モシ再ヒ日本ヘ歸航奉職致候ニ於テハ全ク新條約ト相成候様相心得候

依テ新條約之箇條ニ就テハ既ニ文部省ヘ呈書致候儀ニ有之モシ該箇條御採用ニ相成再ヒ日本ヘ歸航可致手順ニ相成候ハヽ幸甚之至有之候

野生病氣ノ儀ハ全快致シ健康ニ相成候得者日本ヘ再ヒ歸航ニ付此儀ニ於テハ聊カモ差支無之候

尤モ今後文部省ニ於テ野生條約継續難相成旨ハ兼テ締結ノ約條ニ依リ既ニ御文通ニ相成候事乎ト存候

若シ未タ右ノ御手順ニ相成居不申候ハヽ既ニ先便ノ書中ニ開陳致置候箇條ハ貴下ニ於テモ何卒御賛成被成下候様奉願候

尤モ奉職期限ハ三ケ年ト為シ給料ハ年俸銀貨四千圓并ニ日本ヘ渡航旅費銀貨五百圓本國ヘ歸航旅費同五百圓ヲ賜リ度候右ハ貴下ニ於テモ御驚不被成下様企望仕候全体ボストン友人モ渾テ野生年俸六千圓已下ニテハ決シテ條約再締不可致様望居候且又右友人モ野生儀モシ貴國ノ御為ニ相成候ハヽ右俸額ノ如キハ固ヨリ至當ニ有之加フルニ本國ニ於テモ野生俸給ハ右ノ金高ニ相成候様申居候

且野生儀向後日本政府ノ為ニ忠信ヲ盡スヘキ心底ニ有之候得者貴國人民一般ニ此意ヲ證明セン為「アメリカ」人民タル権理ヲ棄テ本國政府ノ保護ヲ受ケザル様可致儀モ既ニ申上置候得者是又御參覽被成下度候

若シ野生日本ヘ歸航致候ハヽ家族ノ儀ハ從来ノ事情ニ依テモ忽チ貴國人民ト親睦ニ相成候儀ト企望致候得共此等ノ者共ニ就テハ聊モ心配無之儀ニ相成可申ト存候

野生條約再締ノ成否ニ付キ貴下ニ於テ若シ未ダ御投翰ニ相成不申候ハヽ左記ノ宿所ヘ宛テ至急御発被成下候様奉庶幾候

マッサチュセッツ　ボストン

トレモント街十三番　ジン、ヘース組寄留

〔後略、歴訪した国・都市名が記されてある〕

千八百八十二年十一月二十日「オーストリア」ノ「ボヘミア」ニ於テ

エル、ダブリュー、メーソン

伊澤修二殿貴下

〔手書き〕（『音監往復書類』明治十六年下）

〔解雇通知に対するメーソンからの返信　明治十六年一月十五日付〕

謹啓

陳者野生儀長々歐洲周遊罷在漸歸郷仕候処御書到来罷在忙手拝見仕候御書中来三月後ハ野生條約継續難相成旨被仰聞委細奉拝承候尚貴國在留奉職中野生事業ニ付御懇篤之御言葉ヲ戴キ實以奉恐縮候唯〻野生儀更ニ奉職仕候ニ不相成儀ハ遺憾至極奉存候爾後野生身體ノ儀ハ至極健全ニ相成候ニ付此段御降慮奉祈候歸郷後ハ貴國教育之為殊ニ盲人教育之為種々計畫仕候事等御座候得共先ハ不取敢奉職中御懇情ヲ戴キ候御禮并ニ御懇書奉後旁捧愚札候頓首再拝

千八百八十三年一月十五日

在波斯敦　イル、ダブリュー、メーソン

文部卿福岡考弟殿閣下

（『音監開申書類』明治十六年）〔手書き〕

音楽取調掛では十六年一月、メーソン在職中の営に感謝して褒賞を贈ることになった。先の東京師範学校雇教師米国人M・M・スコット（三年余奉職金凡そ百円）と体操伝習所教師米国人G・E・リーランド（三年余奉職金九拾三円西陣織物）の例にならって大和錦（百四拾八円七拾五銭）に決定した。文部省はメーソンへの贈与を機に次のような賞与基準を設けている。

〔雇年限〕　〔賞与〕

二年～三年　百円～二百円

四年～五年　二百円～三百円

六年～七年　三百円～四百円

〔メーソンへの贈与伺い案〕

本掛雇教師米國人エル、ダブリュー、メーソン儀去明治十二年六月米國ニ於テ招聘ノ儀結約同十三年三月ヨリ今十六年三月マデ締約

奉職ノトコロ去十五年七月中賜暇ヲ以テ帰國ノ末今般彌解雇相成候ニ付テハ同人在職中職務勉勵ノ賞與トシテ相當ノ物品ヲ贈貽致度候抑同人儀去十三年三月本掛ヘ奉職以降生徒授業向ハ勿論諸事親切出精殊ニ同人就職ノ節ハ本掛創置ニ際スルヲ以テ諸般ノ事業ニ注意致シ側ラ管絃樂ヲ傳習シ和聲学講義ヲ授ケ加フルニ東京師範学校東京女子師範学校及学習院ヘ日々出張唱歌ヲ傳習シ殊ニ両師範学校ニ於テハ唱歌教授ヲ精究シ其他在職中拮据黽勉候ハ今日唱歌教授ノ事業ヲ保續スルヲ得ルニ至リ候一點ヲ以テ判然致候依テ去明治七年七月中東京師範学校雇教師米國人エム、エム、スコット及同十四年六月體操傳習所雇教師米國人ジョージ、エ、リーランド満期解雇ノ節奉職功績有之候廉ヲ以テ金圓凡ソ壹百圓ノ物品賞與贈貽相成候例モ有之彼此奉職創業ノ際ニ在テ苦心勉勵候ハ殆ト相同シキ者ニ有之候得共メーソン儀ハ特ニ職務ニ專心勉勵イタシ候者ト可申儀ニ有之依テ今般解雇ニ際シ慰勞ノ意ヲ表シ金百五拾圓以下ノ物品ヲ賞與致度存候尤モ右費額之儀者當年度豫算中ニ見込置候処過般減額ノ際控除相成候ニ付外國人俸給ノ科目中ヨリ流用支辨可致見込ニ有之候条前顯ノ事情御洞察至急裁可相成度候也

贈與品ヘ附書按

肅啓

貴下奉職中拮据黽勉其功不尠候ニ付文部卿ニ於テモ満足不淺依テ賞與トシテ（物品ヲ記入ス）贈與呈候条御領収相成度也

音楽取調掛

文部少書記官伊澤修二

明治十六年一月　日

エル、ダブリュー、メーソン殿

〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十六年）

メーソンへ贈与の経費は送料を含め一切で洋銀十五弗九十五セントかかったことが記録に残っている。だがこれを受け取ったメーソンは七十七弗五十セントの輸入税をかけられた。この件に対し音楽取調掛は十八年一月に別途予算を計上して彼に返却している（『緊要書類』明治十六年～二十年上）。

〔メーソンから大和錦に対する礼状　明治十六年五月三十一日付〕

謹啓

陳者野生儀御省ニ奉職中職務勉勵之御賞與トシテ文部卿閣下ヨリ思モ寄ラザル貴重美麗ナル御國産一品御惠投被成下難有奉拝受候尚再ヒ美麗ナル貴國ニ奉職スルヲ得ザル儀ハ不幸至極ト奉存候尤モ是トテ當國ニ於テ好事業無之ヨリノ儀ニハ無御座全ク従前ヨリ一層御用ニモ可相立儀有之候哉抔ト愚想候ヨリノ儀ニ御座候乍去爾後音樂取調所事業モ益隆盛之域ニ至リ加旃エッケルト氏モ奉職罷在候趣ニ承知仕候得者是而已遠悦至極奉存候猶今般御惠投被成下候美麗ナル御贈物ノ御禮幷奉職中未熟ナル事業ニ係リ恐入候御言葉等萬々ノ御禮何卒宜敷貴下ヨリ被仰上被下候様伏テ奉懇願候頓首

千八百八十三年五月三十一日ボストン府ニ於テ

エル、ダブリユー、メーソン

文部少書記官　伊澤修二殿

副伸野生　健康幷家族共健康モ最好ニ有之候間此段御降慮奉祈候美

麗ナル貴國ニモ投影致候東邦戦雲モ速ニ経過致シェンジュル・オフ・ピース（太平ノ楽曲）ノ日出國ニ永奏セラレン事企望ニ不堪候再拝〔手書き〕

（『音盤開申書類』明治十六年）

メーソンは再びボストンを本拠に音楽教育者として活動し、伊澤修二への書簡を通して音楽取調掛の参考となる助言や日本での仕事を嘱望する次のような手紙を寄せていた（原資料は上伊那郷土館蔵。アメリカン・スクール教師D・ベーガー氏の解読）。

Boston, Dec. 5, 1884〔明治17年〕

My dear Mr. Isawa.

The organs have been shipped more than a week. They are made in Brattleboro, Vermont. The [(?)] have fallen into difficulty in their business on account of the death of the principal man in the Company. So they directed me to Mr. Carpenter who they knew to make good organs. I went to his factory and saw the kind of work they do, and was very much pleased in every way.

The English, Germans, and the French, are very jealous of the Americans, and if they had an opportunity they would speak lightly of our work. I hope if they do so, you will not be disturbed. Our work was good, so far as we went, and was on a good foundation.

My aim was to give your people the true instruction and let your people work it out in the Japanese way. I believe my plans were good and true, and your cooperation with me was above all praise.

Now if you had employed an Englishman he would have had everything English. If a German, he would have had everything German nomenclature and all. If a French man everything must have been French. But we at once put everything into Japanese.

Now how was it in my case as an adviser. In 1872, I visited France, Italy, Switzerland, Austria, Germany and England to look into their system of school and popular or National Music. In 1874 I visited England and Scotland again. Now you will not find another man, in all the world who has taken so much pains to learn all about this particular class of music as I have. Then on leaving Japan, I went directly to Europe, and made a more extensive visit taking into my journeys, Norway, Sweden, Denmark, also Germany, Austria, France and England, with the expectation of returning to Japan. Now I am very sure that you are continuing to pursue the right course for Japan, viz. to base the hope of reforming the national ear for the future music of Japan by means of the cabinet organ.

Therefore I attend to this matter of the organs for you with a great deal of pleasure.

It is the height of my ambition, after I have made proper promise for my family, to return to Japan with one or two expert organ makers to instruct such of your ingenious mechanics who may wish to learn, to make and repair cabinet organs. Of course, I have given up all hope of doing this under your government, but still hope to do

so in connection with the American Missionaries who are your true friends.

The plans for my going (to) Japan are complete and hope to be in your country within a year. I expect to spend most of this winter in New Orleans, so I shall see your exhibition there and shall take great interest in it. I expect to see Mr. Kuki on my way south. My health is good, so is that of Mrs. Mason, Katie and Mrs. Irish, with another little boy four months old.

With my best regards to Mrs. Isawa and any who remember me in our work.

I remain.

Your truly

Boston, June 8, 1885〔明治18年〕

Mr. S. Isawa.

My Dear Friend,

I have just returned from the World's Exposition at New Orleans, and find your letter of the date of April 16, 1885. Also a package containing "nail sticks, 3 music books and tuningfork."

I have also received the documents which I sent you, and a check for $77 55/100 from your Consul in New York on account of the present your Government kindly sent to me.

I congratulate you on the success of your Educational Exhibit at New Orleans—I think your exhibit stands among the very highest including France and the United States.

I am especially pleased with the success of Mr. A. Furukawa, Director of the Asylum for the Deaf Mute and Blind—I Kioto [in Kyoto?].

I visited this Institution while in your country, and was exceedingly interested in his work. I think he is one of the most remarkable and ingenious men as a Special Educator, that I have ever met with.

I understand that he has received a gold Medal for his Special Exhibit.

As to the musical instruments which I propose to send to you in return for those you turn over to me for the Great New England Conservatory of Music under the Direction of Dr. E. Tourjee: I would take the liberty to suggest:

1. That you consult Prof. Eckert as to what he will most need.

2. I should think you would need two valve French Horns and one or two oboies. It is not common to have two oboies in a small orchestra, but as your Court Musicians would manage those instruments so well, being accustomed to one of their own which is much more difficult to play, and as I understand, that is a favourite instrument with Mr. Eckert, I thought I would suggest them.

The wind instruments for orchestra must be first class

and all of the same system as to pitch. Mr. Eckert will know all about that:

I believe you have the best material as to men in the Court Musicians for a good European Orchestra in the world. You need a good teacher of stringed instruments like the Violin, Viola, Violonecello and Double Bass. Please write me and I will attend to your business with pleasure.

Yours, truly.
L. W. Mason.

伊澤修二の訳による次の書簡文は、留学間もない幸田延について報告してきたものである（遠藤宏著『明治音樂史考』一四二頁より転載）。

拝呈迂生等は幸田嬢と共に只今メーン府より歸着致し候。幸田嬢には亞米利加渡航以來壯健に有之、休暇前かなりの進歩を著はし、メーンに到着以來熱心に演習被致居候。當時は毎日二時間バイオリンを、一時間ピアノを練習被成且餘暇には彼の雙兒（註、メーソンの孫）にバイオリンを御教授下候まゝ其報酬として迂生が日本に携へ候品と同じ形の見事なる婦人持金時計を贈り申候。又嬢は去る十二日より音樂院に於て稽古を始め、バイオリン、ピアノの外にエメリー氏に就きハーモニーの稽古を被成候故に當時嬢の教師にはピアノには彼のピアノ彈奏家の王と呼ばれたるフヒールトン氏又バイオリンには世界に有名なるマール氏有之且エメリー氏はハーモニーに最も熟練なる教師中の一人に御座候。貴下に於ては拙者に係る訂正「ナショナル・ミュージック・コース」並に掛圖を御所持無之候はゞ御送附申上べく候間御遠慮なく御申越し被下度又幸田嬢の勉強被致居候樂譜御入用候へば御送可申上候。

御承知の事と存候得共當時ツールヂー氏は家族一同音樂院に住居罷在候得ば、幸田嬢を恰も家族の如く諸事御世話被成居候。嬢の話に由れば近頃日本の樂器製造人中風琴を製造する者往々有之候由誠に欣然の至に存候。貴國にては歐米各國より以前に義舌を製作候由（註、雅樂樂器笙の意か）其技術も隨分發達致居候はんが、低音の分を製作する事は至難の業に可有之又低音と高音との中間の音聲をして平均を得せしむることは困難に有之べく候。

當國にてはオルガンに適する笛を製造する工場有之皆器械を以て製作致居候。何事に依らず若し迂生にて間に合ひ候の事有之御遠慮なく御申付被下候はば誠に本懐の至に御座候。家內一同無事、御令閨様及び知己諸君へ宜しく御鶴聲被下度奉願候

一千八百八十九年九月十九日

明治二十九年（一八九六）彼は日本政府から勲四等に叙せられた。その前年、芝葛鎭、奥好義、上原六四郎、上眞行、辻則承、高嶺專子（旧姓中村）、加藤錦子、鳥居忱らが叙勲のための調査書を、高等師範学校長嘉納治五郎の諮問により作成している。この全文は『東京音樂學校同聲会雜誌』第五号（明治三十年前期）に転載されているが、現物を手にすることができなかったので『明治音樂史考』一四四～一四六頁より引用させていただいた。なお彼は叙勲後、この年の冬七十九歳で世を去った。

一、明治十三年來朝以來伊澤掛長を補けて唱歌の編纂に從事し教育的學校唱歌の基礎を確立した。在職中文部省取調掛編集の小學唱歌集初編、同第二編を完了した。取調掛では毎木、土兩日唱歌取調

日と定め、樂曲撰輯にはメーソン、掛員、助教全員、樂曲解剖には芝、内田、神津、歌作には里見、加部、鳥居、調和にはメーソン、永井が擔任した。材料の蒐集は廣く、歌題に意を注いで、日本人作詞者、稲垣千頴、里見義、加部巖夫等に原樂曲の精神及歌詞内容に關して懇篤な注意をしてゐる。作詞者作曲者名は唱歌集中に省略されてゐるが、伊澤先生の『唱歌略説』に明記されてゐたので、後世我々が知ることが出來たのであつた。

一、諸學校教授。東京師範學校、同附屬小學校、女子師範學校、同豫科、同附屬小學校、幼稚園、學習院等にメーソンは一人で教授してゐた。取調掛で十三年九月からは本務である傳習人教授に多忙を極め、唱歌、器樂（ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、管絃樂）を本格的に教へてゐる。

一、和聲學の特別講義。聽講者は助教上、奥、辻、東儀彭質（亡）、鳥居の五名であつた。

一、唱歌集中に自己の作曲を編入したのはたゞ一曲「五倫」（初編）があるばかりである。

「父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり」とその歌意困難なものであつたが通譯官御用掛文學士岡倉覺三に就き其意を尋ね、千思萬考の末作曲したと報じられてゐる。

一、作曲の奬勵。日本人作曲を奬勵すること甚だ熱心であつた。その一例として御用掛芝葛鎭の「大和撫子」「五常の歌」がある。共に初編に編入された雅樂調唱歌で、メーソンの稱讃措くあたはざるものあり、前者は米國の音樂雜誌に登載した位ひであった。又伊澤先生は「皇御國」（加藤司書、加部巖夫作詞、第二編中）を壹越調律旋で作曲した。この曲は非常に立派な曲でメーソンをして感服せしめた。之等の人々及その後の人々が幾多の新作唱歌の名曲を後世に遺したことはメーソンの奬勵に因をなしてゐるとも言へよう。

一、唱歌練習に調名には「いろは」を附し階名には一二三（ヒーフーミー）を以てした。

一、教授の準備。氏は朝餐前、夕食後に餘暇のある限り、教材を自ら作製した。又ピアノの調律を行つた。着任後文部省交附のピアノ十三壹が箱詰のまゝ昌平館に保存してあつたので、それを調律したのであつた。尚文部省體操練習所にも一壹ピアノがあつたが、これもよく面倒を見に出掛けてゐた。

一、オルガンの製造組立を傳授した。これが我國洋樂器製造の最初であつた。勿論伊澤先生の方針に從つたのであるが、十三年から試作してゐた。

一、御前演奏。明治十四年五月二十四日　皇后陛下東京女子師範學校に行啓あらせられたる際、氏は特に拜謁仰付けられ、優渥なる令旨を賜はつた。

一、本邦音樂の嗜好。我國雅俗の音樂に理解をもつてゐた。特に箏の大家山勢松韻とは仕事の上で密接な關係にあつた。松韻作「新晒」荒木古童の「鹿遠音」を聽いて驚歎してゐる。明治十五年某月、米國軍艦「リチモンド」が横濱港へ來た際など、松韻古童等七、八名を連れて軍艦を訪問、日本音樂の神技を賞讃紹介した。そのために彼は五拾圓程自費を投じてゐる。

一、教育熱心であつた彼は、夏休みに旅行許可を得て日光中禪寺湖畔に避暑したが、夏授業をなす小學校へ出掛け、ヴイオリン（ママ）で唱

歌を教えてゐる。

一、樂器、樂譜の寄贈。歸國に際し、所藏の樂器、ピアノ一壹、オルガン五壹、ヴァイオリン、チェロ各一個を分與してしまつて、自分は一個のヴァイオリンを携へて歸國した程、清廉無慾の君子であつた。歸國後も女子師範學校附屬幼稚園に多くの恩物を寄送して來てゐる。

大正二年（一九一三）十一月十五日、東京市長は東京市立日比谷図書館主幹守屋三郎に対し、外国人でわが国に功労のあった人々を選出し、その人の履歴または小伝を作成して日比谷図書館に保存するよう命じた。音楽関係者ではメーソン、ディットリヒ、ユンケルで、メーソンについては叙勲のための調査書をもとに作成したことが記録されている。

日比谷図書館作成「メーソン氏功績」

メーソン氏ハ明治十三年三月来朝シ音樂教師トシテ文部省ニ雇入ラレ音樂取調掛長伊澤修二ノ命ヲ受ケ唱歌ノ編纂ニ従事セリ是レヲ教育的唱歌ノ嚆矢トス

氏ノ初テ来朝スルヤ直チニ東京師範學校同附属小學校女子師範學校同豫科同附属小學校幼稚園竝ニ學習院等ニ於テ自カラ生徒児童ニ唱歌ノ教授ヲナセリ而シテ当時未タ一人ノ助教アラス纔カニ通辨ノ力ヲ藉リテ一身數校ノ教授ヲ擔任セシハ決シテ容易ノ業ニアラス況ンヤ氏来朝日尚浅ク風俗自カラ異ナル所アリ人情隨テ同ジカラサル所アリ其人情同ジカラス風俗異ナル所ニ於テ新ニ試設ノ學術ヲ授ク又決シテ容易ノ業ニアラス

氏ハ國家ニ對シテハ誠忠個人ニ對シテハ敬愛其ノ為人ヤ所謂有道ノ君子ナリ其在職年間ハ僅ニ二年九ケ月（従明治十三年二月[ママ]至同十五年十月[ママ]）ニ過ギスト雖本邦教育的音樂ノ創制ニ当リ其基礎ヲ立テ其實効ヲ顯シヽコトニ至リテハ其功績實ニ著大ナリトス〔手書き〕

（『外國人教師關係書類』明治三十二年～大正十一年）

（二）フランツ・エッケルト Franz Eckert 一八五二年（四月五日）～一九一六年（八月六日）

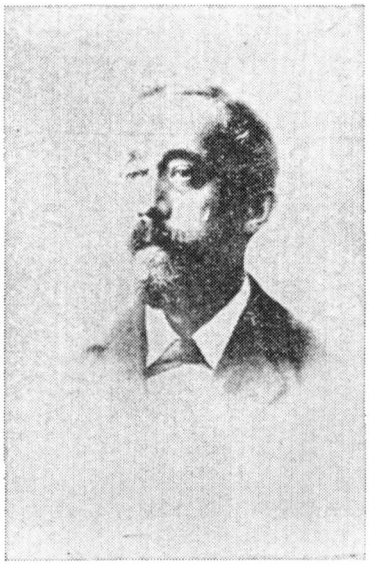

フランツ・エッケルト教師

ドイツ人フランツ・エッケルトは宮内省の『式部職欧州音楽教師雇入録Ⅰ』（自明治九年至三十二年）によると、明治十二年春、海軍軍楽隊教師として来日、ドイツ・プロシア国シュレジア州出身、月俸二百円で最初は二年間の契約であったが、数回更新している。住居は来日当時芝公園内から十七年頃に芝区伊皿子町六十七番地に転居した。音楽取調掛には明治十六年二月から十九年三月まで海軍省との兼務で出向した。彼の受持は管弦楽、和声、楽曲制作で、毎週火木の午後指導に当った。エッケルトの雇い入れに関しては、メーソンの解雇に先立ち準備されていた。次の文章は海軍卿河村純義へ宛てた交渉文である。